

刑事身体拘束手続に関する裁判所の運用改善を求める決議

当連合会は、「人質司法」という言葉に代表される現在の日本の刑事身体拘束を巡る問題を抜本的に改革するために、勾留手続に関して、以下のような刑事訴訟法の改正や運用の改善を求める。

1 刑事訴訟法の改正

- (1) 勾留要件判断における解釈適用指針を明記すること
- (2) 勾留質問時における弁護人立会権を明記すること

2 勾留に関する諸手続における運用の改善

- (1) 勾留質問において勾留理由に関する具体的な質問をするなどして実質的な勾留質問を行う運用とすること
- (2) 勾留質問時における弁護人の立会いを認める運用とすること
- (3) 勾留理由開示手続において具体的な勾留理由を説明・回答する運用とすること
- (4) 勾留の判断にあたって身体不拘束の原則を踏まえて勾留理由を厳格に判断する運用とすること

2024年（令和6年）11月29日
九州弁護士会連合会

提案理由

1 はじめに

日本における勾留に関する制度・運用が、憲法上の保障や国際人権（自由権）規約の定める身体不拘束の原則に大きく反していることは従前から指摘されてきたところであり、国内外から「人質司法」と揶揄されている状況が続いている。

「人質司法」の問題については、逮捕や勾留の要件やその判断及び被疑者被告人の手續保障、身体拘束に対する不服申立て（準抗告等）の問題、勾留理由開示法廷の形骸化、否認した場合の保釈の厳格判断など様々な問題がある。その中でも特に、長期間の身体拘束の原因となる勾留の場面について、抜本的な法改正や運用の改善が必要である。

我々は、平成29年福岡県弁護士会北九州部会を皮切りに、平成30年からは九州弁護士会連合会刑事連絡協議会が中心となって、九州全県で準抗告運動を実施するという取り組みを実施した。その結果、勾留請求や勾留決定そのものを阻止したり、不服申立てによって勾留決定が取り消されたりするなど、目に見える形で成果を挙げてきた。当連合会のこの画期的な取り組み及びその成果は、全国的にも注目を浴び、運動も広がりを見せるに至っている。

とはいえ、これらの動きや変化は、弁護士会の取り組みや一部の裁判官の意識や姿勢の変化に伴うものに過ぎず、具体的な法制度や運用の変更に伴うものではないため、勾留をめぐる諸問題の抜本的な解決には未だ至っていない。

そのため今こそ、「人質司法」の元凶たる勾留に関する制度・運用の抜本的な改革がなされるべきであり、本決議案を提案する次第である。

2 日本における刑事身体拘束手續の問題

憲法34条は「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」と規定している。

これを受けて刑事訴訟法は、逮捕や勾留について裁判所による令状審査を要求し、勾留理由開示制度や勾留に対する不服申立ての制度（準抗告）を用意している。

また、日本も批准する国際人権（自由権）規約9条3項は、逮捕・抑留された者は、司法機関の面前に速やかに引致され、引致後「妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される」権利を有することを保障し、「裁判に付き

れる者を抑留することが原則であってはなら」ないと定め、身体不拘束の原則を明らかにしている。

それにもかかわらず、裁判所は、被疑者の勾留の要件について、厳格に解釈せず、逃亡・罪証隠滅の抽象的な可能性・危険性をもって安易に勾留を認めてきた。

特に、被疑者が否認するなど事実関係を争ったり、あるいは黙秘権を行使したりしている場合には、現実的な可能性・危険性など考慮することなく安易に勾留する傾向にあり、それにより被疑者・被告人は判決まで長期にわたり身体拘束が継続されることとなる。このような勾留に関する現在の運用が、上記のような憲法上の保障や、国際人権（自由権）規約の定める身体不拘束の原則に大きく反していることは明らかである。

また、刑事訴訟法が定める勾留理由開示の手続をとっても、捜査上の秘密を理由に実質的な勾留理由が説明されることはほとんどなく、憲法上の保障が蔑ろにされていると状態となっている。本来、同手続において勾留の理由が具体的に明らかにされることによって、違法・不当な勾留をチェックすることができるはずであるが、現状、全く機能していない。

3 刑事訴訟法の改正の必要性

(1) 勾留要件判断に関する解釈適用指針の明記

憲法上の保障や身体不拘束の原則に大きく反する現状が生ずるのは、刑事訴訟法の規定（刑事訴訟法60条1項）が抽象的であることにも起因し、特に従前、裁判所は、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」や「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」の要件を具体的に検討せず、安易に勾留が認めてきた。

最高裁判所は、平成26年11月17日の決定（以下、「平成26年判例」という。）において、罪証隠滅の現実的可能性が低いとして勾留の必要性を否定した原々審の判断が不合理ではない旨判示している。平成26年判例からも、罪証隠滅や逃亡の現実的可能性の程度が、勾留の必要性の判断、ひいては勾留決定の判断に重大な影響を及ぼすことは明らかといえる。

しかし、裁判所の勾留決定において、罪証隠滅や逃亡の現実的可能性の程度につき、どの程度、実質的な審査がなされているか、甚だ疑問といえる。実際にも、事実関係に争いがなく、罰金刑や執行猶予刑が明らかに見込まれるような被疑者被告人についても、勾留が認められるケースが多く報告されている。

以上から、現状を改めるには、勾留要件判断における解釈適用指針を、

刑事訴訟法に明記することが必要である。明文化にあたっては、平成26年判例を踏まえ、刑訴法60条1項2号、3号の要件自体につき、罪証隠滅や逃亡について現実的可能性が高いこととすることや、身体拘束が人の自由を奪う重大な人権侵害であることを踏まえ、憲法や行政法で採用されている比例原則の考え方を取り入れた規定とすること、がありえよう。

以上から、勾留要件判断の解釈適用指針を明記する形で刑事訴訟法を改正すべきである。

(2) 勾留質問時の弁護人立会権の保障

刑事訴訟法61条は、勾留の判断にあたって、被疑者被告人に対して勾留質問することを裁判官に義務付けている。

勾留質問が勾留判断の前提としてなされる以上、勾留質問においては、単に犯罪事実に関する意見、陳述を聞くだけではなく勾留理由（勾留要件）に関する意見、陳述も聞くことが当然の前提となっている（最高裁判所昭和41年10月19日第三小法廷決定参照）。

ところが、現在の勾留質問では、もっぱら被疑事実そのものに関する弁解について質問がなされているだけで、罪証隠滅や逃亡のおそれに関する具体的な質問はほとんどなされないなど形骸化してしまっている。

一方で、憲法34条が被疑者の勾留に関して、「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」としていることからすれば、非公開の場合とはいえ、勾留質問の段階で勾留の理由を説明することは憲法34条の趣旨に適う制度・運用であると言えるし、これに対する被疑者や弁護人側の意見をその場で聴取することができれば、より慎重に勾留の判断をすることができ、無用な身体拘束が避けられることとなる。

以上のとおり、勾留質問手続の形骸化を防ぎ、違法、不当な勾留を避けるためにも、勾留質問時の弁護人の立会権を保障するよう刑事訴訟法を改正すべきである。

4 勾留に関する諸手続の運用改善の必要性

勾留に関する諸問題を抜本的に改革するには、上記2点についての法改正が必要であるが、法改正を待たずとも、現行の法制度においても以下のような運用改善は可能であり、すみやかに運用改善がなされるべきである。

(1) 勾留質問の実質化

上述したとおり、勾留理由に関する具体的な質問なしに適切な判断をすることができないことは言うまでもなく、本来の憲法及び刑事訴訟法の趣

旨に則って、勾留質問において勾留理由に関する具体的質問をするなどして実質的な勾留質問をするよう運用が改善されるべきである。

(2) 勾留質問への弁護人立会いの許可

現行の刑事訴訟法においても弁護人の勾留質問への立会いを禁止する規定はなく、裁判官において弁護人の勾留質問への立会いを認めても何ら法に反するものではない。実際に、過去には勾留質問への弁護人の立会いを認めた例もある。

勾留質問への弁護人の立会いが認められれば、裁判官による勾留質問に付随して勾留要件に関する事情を補足したり、勾留理由開示や準抗告を待たずに勾留理由に関する弁護人の意見を述べたりすることができ、裁判官はそれらの補足事情や弁護人意見も踏まえて、より適正に勾留の判断を行うことが可能となる。

したがって、勾留質問への弁護人立会いを許可するよう運用が改善されるべきである。

(3) 勾留理由開示手続の実質化

勾留理由開示手続において、具体的・実質的な勾留理由を開示することとなれば、勾留質問の実質化にもつながる。

したがって、勾留質問の実質化とあわせて、勾留理由開示についても具体的な勾留理由を説明・回答することにより勾留理由開示手続を実質化するよう運用が改善されるべきである。

(4) 身体不拘束の原則を踏まえた勾留に関する厳格な判断

現行の刑事訴訟法においても身体不拘束の原則を適用して勾留の判断することは可能であるし、むしろ、それが求められていることは言うまでもない。

したがって、身体不拘束の原則を踏まえて、勾留理由について厳格に判断するよう運用が改善されるべきである。

5 結語

以上のとおりであるから、当連合会としては、上述した法制度の改正を政府及び国会に求めるとともに、法制度の改正を待たずに上述した勾留の諸手続に関する運用の改善を裁判所に求める。これと同時に、各弁護人においても、(1) 勾留質問において勾留理由に関する具体的・実質的な質問を裁判官に対して求める、(2) 勾留質問時における弁護人の立会いを裁判官に対して求める、(3) 勾留理由開示手続を積極的に活用し裁判官に対して具体的な勾留理由の説明・回答を求める、(4) 身体不拘束の原則に反する勾留判断に対しては直ちに準抗告を申し立てるなど、身体拘束手続の適正化のため

めに、従来にも増して積極的な活動に取り組むことを提言する。

以上